

リサイクル燃料備蓄センター設工認
設 1-補-005-01 改 3
2021 年 7 月 20 日

リサイクル燃料備蓄センター  
設計及び工事の計画の変更認可申請書  
(補足説明資料)

第 1 回設工認申請書

基本的安全機能の補足説明

(臨界の防止, 閉じ込めの機能, 除熱, 遮蔽)

令和 3 年 7 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社



## 目次

1. はじめに	1
2. 基本的安全機能について	1
3. 別紙	1
別紙－1 使用済燃料の臨界防止の変更前後比較	2
別紙－2 閉じ込めの機能の変更前後比較	8
別紙－3 除熱の変更前後比較	16
別紙－4 遮蔽の変更前後比較	27



## 1. はじめに

本資料は、リサイクル燃料備蓄センター（以下「R F S」という。）の第1回設工認申請書について、技術基準規則の条文に基づき施設共通として記載したR F Sの基本的安全機能の基本設計方針について説明するものである。

## 2. 基本的安全機能について

以下に示すR F Sの基本的安全機能に関する基本設計方針及び説明書については別紙のとおりとする。

- (1) 使用済燃料の臨界防止：技術基準規則第五条
- (2) 閉じ込めの機能：技術基準規則第十一条
- (3) 除熱：技術基準規則第十六条
- (4) 遮蔽：技術基準規則第二十一条

## 3. 別紙

- ・別紙－1 使用済燃料の臨界防止の変更前後比較
- ・別紙－2 閉じ込めの機能の変更前後比較
- ・別紙－3 除熱の変更前後比較
- ・別紙－4 遮蔽の変更前後比較

以 上



## 使用済燃料の臨界防止の変更前後比較（朱記：変更箇所）

変更前	変更後
<p>別添 I 基本設計方針</p> <p>1 共通項目</p> <p>1.1 使用済燃料の臨界防止</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないよう次の方針に基づき臨界防止設計を行う。</p> <p>(1) 金属キャスク単体は、その内部のバスケットの幾何学的な配置及び中性子を吸収する材料により、使用済燃料集合体を収納した条件下で、技術的に想定されるいかなる場合でも、中性子実効増倍率を0.95以下となるよう設計する。</p> <p>(2) 臨界防止機能の一部を構成する金属キャスク内部のバスケットは、設計貯蔵期間（50年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する60年間における放射線照射影響、腐食等の経年変化に対して十分な信頼性を有する材料を選定し、技術的に想定されるいかなる場合でも臨界防止上有意な変形を起こさない設計とする。金属キャスク内部のバスケットにより、適切な使用済燃料集合体間隔を保持し、使用済燃料集合体を相互に近接しないよう、使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持する構造とし、設計貯蔵期間（50年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する60年間を通じてバスケットの構造健全性が保たれる設計とする。</p> <p>(3) 使用済燃料集合体を収納した金属キャスクを、使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵容量最大に収納した条件下で、金属キャスクの搬入から搬出までの全工程において、金属キャスク相互の中性子干渉を考慮し、技術的に想定されるいかなる場合でも、中性子実効増倍率を0.95以下となるよう設計する。</p> <p>(4) 未臨界性に有意な影響を与える以下の因子を考慮した設計とする。</p> <p>a. 配置・形状</p> <p>貯蔵区域内の金属キャスクの配置、バスケットの形状、バスケット格子内の使用済燃料集合体の配置等において適切な安全裕度を考慮する。</p> <p>金属キャスク相互の中性子干渉を考慮して完全反射条件（無限配列）としていることから、金属キャスクの滑動を考慮する必要はない。</p> <p>金属キャスク内部が乾燥された状態では、バスケット及び使用済燃料集合体の変形による実効</p>	<p>(変更なし)</p>

変更前	変更後
<p>増倍率の変化はわずかであり、未臨界性評価に有意な影響を与えることはない。</p> <p>b. 中性子吸収材の効果</p> <p>以下の事項等について適切な安全裕度をもって考慮する。</p> <p>(a) 製造公差（濃度，非均質性，寸法等）</p> <p>(b) 中性子吸収に伴う原子個数密度の減少</p> <p>c. 減速材（水）の影響</p> <p>使用済燃料集合体を金属キャスクに収納するにあたり冠水することを設計上適切に考慮する。</p> <p>d. 燃焼度クレジット</p> <p>使用済燃料集合体の燃焼に伴う反応度低下は考慮しない。なお，冠水状態の解析では，可燃性毒物による燃焼初期の反応度抑制効果を適切に考慮する。</p> <p>(5) 使用済燃料集合体を金属キャスクに収納するに当たっては，臨界評価で考慮した因子についての条件又は範囲を逸脱しないよう，契約先である原子炉設置者が確認した使用済燃料集合体の収納等の状態が貯蔵上必要な条件を満足していることを，記録により確認する。</p>	<p>(変更なし)</p>

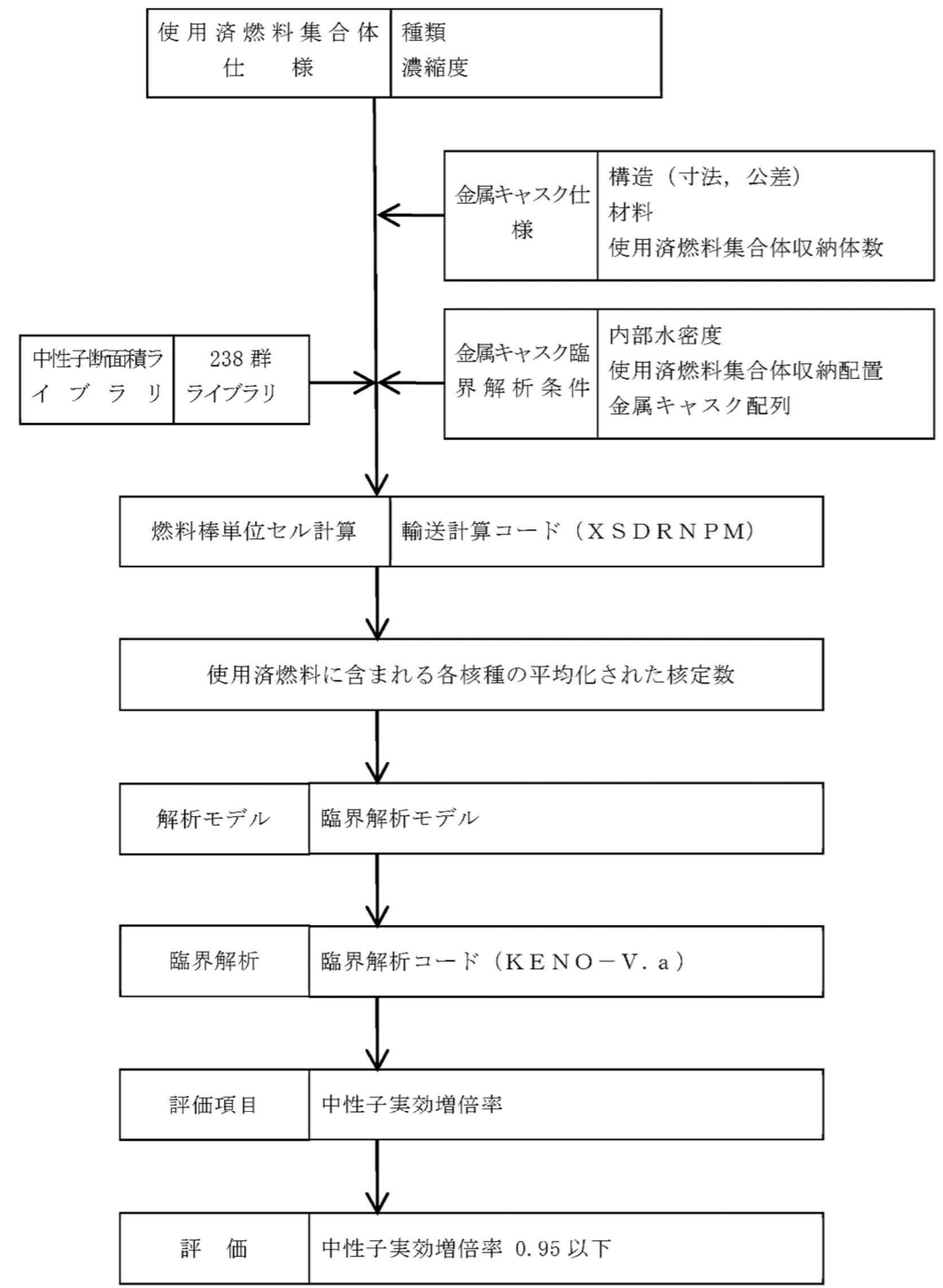


変更前	変更後
<p>添付書類 3 添付 1 使用済燃料の臨界防止に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、使用済燃料貯蔵施設の使用済燃料の臨界防止に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 5 条（使用済燃料の臨界防止）に適合することを説明するものである。</p> <p>なお、技術基準規則に適合する設備である金属キャスクについては、次回申請の適合性確認対象設備であるため、設計結果の説明事項については次回申請の使用済燃料の臨界防止に関する説明書に記載する。</p> <p>2. 基本設計方針</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないよう次の方針に基づき臨界防止設計を行う。</p> <p>(1) 金属キャスク単体は、その内部のバスケットの幾何学的な配置及び中性子を吸収する材料により、使用済燃料集合体を収納した条件下で、技術的に想定されるいかなる場合でも、中性子実効増倍率を0.95以下となるよう設計する。</p> <p>(2) 臨界防止機能の一部を構成する金属キャスク内部のバスケットは、設計貯蔵期間（50 年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する 60 年間における放射線照射影響、腐食等の経年変化に対して十分な信頼性を有する材料を選定し、技術的に想定されるいかなる場合でも臨界防止上有意な変形を起こさない設計とする。金属キャスク内部のバスケットにより、適切な使用済燃料集合体間隔を保持し、使用済燃料集合体を相互に近接しないよう、使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持する構造とし、設計貯蔵期間（50 年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する 60 年間を通じてバスケットの構造健全性が保たれる設計とする。</p> <p>(3) 使用済燃料集合体を収納した金属キャスクを、使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵容量最大に収納した条件下で、金属キャスクの搬入から搬出までの全工程において、金属キャスク相互の中性子干渉を考慮し、技術的に想定されるいかなる場合でも、中性子実効増倍率を 0.95 以下となるよう設計する。</p>	<p>添付書類 3 添付 1 使用済燃料の臨界防止に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、使用済燃料貯蔵施設の使用済燃料の臨界防止に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 5 条（使用済燃料の臨界防止）に適合することを説明するものである。</p> <p><u>金属キャスクによる使用済燃料の臨界防止に関する設計結果は「添付 1-1 使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書」<b>次回申請</b>に示す。</u></p> <p><u>「添付 1-1 使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書」は、今回の申請範囲外の説明であることから、次回申請にて申請する。</u></p> <p>2. 基本設計方針</p> <p>(変更なし)</p>

変更前	変更後
<p>(4) 未臨界性に有意な影響を与える以下の因子を考慮した設計とする。</p> <p>a. 配置・形状</p> <p>貯蔵区域内の金属キャスクの配置，バスケットの形状，バスケット格子内の使用済燃料集合体の配置等において適切な安全裕度を考慮する。</p> <p>金属キャスク相互の中性子干渉を考慮して完全反射条件（無限配列）としていることから，金属キャスクの滑動を考慮する必要はない。</p> <p>金属キャスク内部が乾燥された状態では，バスケット及び使用済燃料集合体の変形による実効増倍率の変化はわずかであり，未臨界性評価に有意な影響を与えることはない。</p> <p>b. 中性子吸収材の効果</p> <p>以下の事項等について適切な安全裕度をもって考慮する。</p> <p>(a) 製造公差（濃度，非均質性，寸法等）</p> <p>(b) 中性子吸収に伴う原子個数密度の減少</p> <p>c. 減速材（水）の影響</p> <p>使用済燃料集合体を金属キャスクに収納するにあたり冠水することを設計上適切に考慮する。</p> <p>d. 燃焼度クレジット</p> <p>使用済燃料集合体の燃焼に伴う反応度低下は考慮しない。なお，冠水状態の解析では，可燃性毒物による燃焼初期の反応度抑制効果を適切に考慮する。</p> <p>(5) 使用済燃料集合体を金属キャスクに収納するに当たっては，臨界評価で考慮した因子についての条件又は範囲を逸脱しないよう，契約先である原子炉設置者が確認した使用済燃料集合体の収納等の状態が貯蔵上必要な条件を満足していることを，記録により確認する。</p> <p>3. 臨界防止構造の設計方針</p> <p>金属キャスクは，その内部のバスケットの幾何学的な配置及び中性子を吸収する材料により，技術的に想定されるいかなる場合でも臨界を防止する設計とし，以下の配慮を行う。</p> <p>(1) 使用済燃料集合体を収納するバスケットは，格子構造とし，設計貯蔵期間（50年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する60年間を通じて使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持する設計とする。</p>	<p>3. 臨界防止構造の設計方針</p> <p>(変更なし)</p>

変更前	変更後
<p>(2) バスケットの材料には、中性子を有効に吸収するボロンを偏在することなく添加したステンレス鋼を用いる。</p> <p>4. 臨界解析の方針</p> <p>金属キャスクの臨界解析フローを図 4-1 に示す。</p> <p>金属キャスク及び燃料集合体の実形状を三次元で適切にモデル化し、これまでの輸送容器と貯蔵容器での臨界解析に使用実績のある燃料棒単位セル計算を輸送計算コード XSDRNPM, 中性子実効増倍率の計算をモンテカルロコード KENO-V. a で行う SCALE コードシステム (4.4 a) を用いる。断面積ライブラリには SCALE コードシステムの内蔵ライブラリデータのひとつである 238 群ライブラリデータを使用して中性子実効増倍率を求め、その値が解析コードの精度、解析の裕度を考慮して、0.95 以下となることを確認する。</p> <p>金属キャスクは多重の閉じ込め構造を有する蓋部により金属キャスク内部は外部から隔離される構造であり、金属キャスクへの使用済燃料集合体収納後に金属キャスク内部の排水及び真空乾燥が行われることから、貯蔵中の金属キャスク内部は乾燥状態であるが、原子力発電所における金属キャスクへの使用済燃料集合体収納時に冠水することから、乾燥状態及び冠水状態で評価する。</p> <p>BWR 燃料集合体には反応度抑制効果のある可燃性毒物が含まれているが、中性子減速材のない乾燥状態では可燃性毒物の反応度抑制効果が低下することから、乾燥状態の解析では保守的に可燃性毒物の反応度抑制効果を見逃した初期濃縮度の燃料集合体を金属キャスクに全数収納した状態を設定する。冠水状態の解析では、燃料集合体の燃焼に伴う反応度の低下は考慮せず、可燃性毒物による燃焼初期の反応度抑制効果を考慮して、炉心内装荷冷温状態での燃料集合体の無限増倍率が 1.3 となる燃料集合体モデルを金属キャスクに全数収納した状態を設定する。</p> <p>また、金属キャスク相互の中性子干渉を考慮して金属キャスク周囲を完全反射条件とし、金属キャスクの無限配列を模擬することにより、使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵容量最大に金属キャスクを配置した条件を包絡した設定とする。バスケット格子内の使用済燃料集合体は中性子実効増倍率が最大となるように金属キャスク中心側に偏向して配置するとともに、バスケットの板厚、内のりの寸法公差や中性子吸収材の製造公差を考慮するなど、十分な安全裕度を見込む。</p>	<p>4. 臨界解析の方針</p> <p>(変更なし)</p>

変更前	変更後
-----	-----



(変更なし)

図 4-1 金属キャスクの臨界解析フロー

## 閉じ込めの機能の変更前後比較（朱記：変更箇所）

変更前	変更後
<p>別添 I 基本設計方針</p> <p>1 共通項目</p> <p>1.2 閉じ込めの機能</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>(1) 金属キャスクは、設計貯蔵期間（50 年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する 60 年間を通じて、使用済燃料集合体を内封する空間を不活性雰囲気と保つとともに負圧に維持する設計とする。</p> <p>(2) 金属キャスクは、蓋部を一次蓋、二次蓋の多重の閉じ込め構造とし、一次蓋と二次蓋との空間部を正圧に維持することにより、使用済燃料集合体を内封する空間を金属キャスク外部から隔離する設計とする。また、一次蓋と二次蓋との空間部の圧力を測定することにより、閉じ込め機能について監視ができる設計とする。金属キャスクの構造上、漏えいの経路となり得る蓋及び蓋貫通孔のシール部には金属ガスケットを用いることにより長期にわたって閉じ込め機能を維持する設計とする。</p> <p>(3) 金属キャスクは、貯蔵期間中及び貯蔵終了後において、収納された使用済燃料集合体の検査等のために一次蓋を開放しないことを前提としているため、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、二次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、二次蓋の金属ガスケットを交換し、一次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、金属キャスクに蓋を追加装着できる構造を有すること等、閉じ込め機能の修復性を考慮した設計とする。</p>	<p><u>別添 I 基本設計方針</u></p> <p><u>1 共通項目</u></p> <p><u>1.2 閉じ込めの機能</u></p> <p><u>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</u></p> <p><u>(1) (変更なし)</u></p> <p><u>(2) (変更なし)</u></p> <p><u>(3) (変更なし)</u></p> <p><u>放射性廃棄物の廃棄施設の設計及びドラム缶の漂流防止対策の基本設計方針については、「別添 I 基本設計方針」の「2.4 放射性廃棄物の廃棄施設」<u>次回申請</u>に示す。</u></p>

変更前	変更後
<p>添付書類 3 添付 2 閉じ込めの機能に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、使用済燃料貯蔵施設の閉じ込めの機能に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 11 条（閉じ込めの機能）に適合することを説明するものである。</p> <p>なお、技術基準規則に適合する設備である金属キャスクについては、次回申請の適合性確認対象設備であるため、設計結果の説明事項については次回申請の閉じ込めの機能に関する説明書に記載する。</p> <p>2. 基本設計方針</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>(1) 金属キャスクは、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、設計貯蔵期間（50 年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する 60 年間を通じて使用済燃料集合体を内封する空間を負圧に維持できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料集合体及びバスケットの健全性を維持するため、金属キャスクの内部の空間を不活性雰囲気を保つ設計とする。</p> <p>(2) 金属キャスクは、蓋部を一次蓋、二次蓋の多重の閉じ込め構造とし、一次蓋と二次蓋との空間部を正圧に維持することにより、使用済燃料集合体を内封する空間を金属キャスク外部から隔離する設計とする。また、一次蓋と二次蓋との空間部の圧力を測定することにより、閉じ込め機能について監視ができる設計とする。金属キャスクの構造上、漏えいの経路となり得る蓋及び蓋貫通孔のシール部には金属ガスケットを用いることにより長期にわたって閉じ込め機能を維持する設計とする。</p> <p>(3) 金属キャスクは、貯蔵期間中及び貯蔵終了後において、収納された使用済燃料集合体の検査等のために一次蓋を開放しないことを前提としているため、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常</p>	<p>添付書類 3 添付 2 閉じ込めの機能に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、使用済燃料貯蔵施設の閉じ込めの機能に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 11 条（閉じ込めの機能）に適合することを説明するものである。</p> <p><u>閉じ込めの機能に関する設計結果は「添付 2-1 金属キャスクの閉じ込めの機能に関する説明書」 次回申請に示す。</u></p> <p><u>「添付 2-1 金属キャスクの閉じ込めの機能に関する説明書」は、今回の申請範囲外の説明であることから、次回申請にて申請する。</u></p> <p>2. 基本設計方針</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>(1) 金属キャスクは、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、設計貯蔵期間（50 年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する 60 年間を通じて使用済燃料集合体を内封する空間を負圧に維持できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料集合体及びバスケットの健全性を維持するため、金属キャスクの内部の空間を不活性雰囲気を保つ設計とする。</p> <p>(2) 金属キャスクは、蓋部を一次蓋、二次蓋の多重の閉じ込め構造とし、一次蓋と二次蓋との空間部を正圧に維持することにより、使用済燃料集合体を内封する空間を金属キャスク外部から隔離する設計とする。また、一次蓋と二次蓋との空間部の圧力を測定することにより、閉じ込め機能について監視ができる設計とする。金属キャスクの構造上、漏えいの経路となり得る蓋及び蓋貫通孔のシール部には金属ガスケットを用いることにより長期にわたって閉じ込め機能を維持する設計とする。</p> <p>(3) 金属キャスクは、貯蔵期間中及び貯蔵終了後において、収納された使用済燃料集合体の検査等のために一次蓋を開放しないことを前提としているため、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常</p>

変更前	変更後
<p>に対して、二次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、二次蓋の金属ガスケットを交換し、一次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、金属キャスクに蓋を追加装着できる構造を有すること等、閉じ込め機能の修復性を考慮した設計とする。</p> <p>(4) 使用済燃料貯蔵施設では、平常時に放射性廃棄物は発生しないため、放射性廃棄物の処理施設を設置しない。</p> <p>なお、搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合は、除染に使用した水及び除染液の液体廃棄物並びにウエス等の固体廃棄物はドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>(5) 放射性廃棄物の廃棄施設は、廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れ、保管廃棄可能な設計とする。また、漏えいが生じたときの漏えい拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室の出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床及び腰壁は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる設計とする。</p> <p>なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するため漂流防止対策を講ずる。漂流防止対策はそれ自身が漂流しないよう、床面に固縛する。漂流防止対策として、水面に浮上するドラム缶は水面に浮上できる大きさのネットで覆い、また、浮上しないステンレス製の密封容器は深水圧に耐える構造とする。</p> <p>3. 閉じ込め構造の設計方針</p> <p>金属キャスクは、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、以下の配慮を行う。</p> <p>(1) 金属キャスクは、本体胴及び蓋部により使用済燃料集合体を内封する空間を外部から隔離し、設計貯蔵期間（50年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する60年間を通じて負圧に維持する。</p> <p>(2) 金属キャスクは、蓋部を一次蓋及び二次蓋の多重の閉じ込め構造とし、その蓋間をあらかじめ正圧とし圧力障壁を形成することにより、放射性物質を金属キャスク内部に閉じ込める。また、使用済燃料集合体を内封する空間に通じる貫通孔のシール部は一次蓋に設ける。</p>	<p>に対して、二次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、二次蓋の金属ガスケットを交換し、一次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、金属キャスクに蓋を追加装着できる構造を有すること等、閉じ込め機能の修復性を考慮した設計とする。</p> <p><u>放射性廃棄物の廃棄施設の設計及びドラム缶の漂流防止対策の基本設計方針については、「別添 I 基本設計方針」の「2.4 放射性廃棄物の廃棄施設」<b>次回申請</b>に示す。</u></p> <p>3. 閉じ込め構造の設計方針 (変更なし)</p>

変更前	変更後
<p>(3) 蓋及び蓋貫通孔のシール部には、長期にわたって閉じ込め機能を維持する観点から金属ガスケットを用いる。金属ガスケットの漏えい率は、設計貯蔵期間（50年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する60年間を通じて、蓋間の空間に充填されているヘリウムガスが蓋間の圧力を一定とした条件下で使用済燃料集合体を内封する空間側に漏えいし、かつ、燃料被覆管からの核分裂生成ガスの放出を仮定しても、使用済燃料集合体を内封する空間を負圧に維持できるように設定し、その漏えい率を満足していることを気密漏えい検査により確認する。</p> <p>なお、蓋間の圧力が徐々に低下する場合には、適宜、蓋間空間にヘリウムガスを再充填する。その際、累積のヘリウム充填量を管理し、過剰な充填とならないようにする。</p> <p>(4) 金属キャスクは、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、三次蓋を追加装着できる構造を有する。</p> <p>4. 閉じ込め機能の監視の設計方針</p> <p>金属キャスクの閉じ込め機能が確保されていることを適切に監視するため、金属キャスクの蓋間圧力を測定するとともに、監視盤室に表示、記録する。</p> <p>蓋間圧力が基準設定値より低下したときは、監視盤室及び事務建屋に警報を発するようにする。蓋間圧力監視装置は、点検中及び不具合時においても蓋間圧力を測定できるよう二系統設ける。</p> <p>5. 閉じ込め機能の異常を考慮した設計の方針</p> <p>蓋間の圧力に異常が生じた場合でも、あらかじめ金属キャスク内部を負圧に維持するとともに、蓋間の圧力を正圧としているため、内部の気体が外部に流出することはない。</p> <p>蓋間圧力の監視により蓋間の圧力が急激に低下し、閉じ込め機能に異常が認められた場合、以下のとおり対応する。</p> <p>(1) 圧力監視系の点検を行い、圧力監視系からの漏えいが認められた場合には、漏えい箇所の特 定を行い、当該箇所を修復の上貯蔵を継続する。</p> <p>(2) 圧力監視系に漏えいがなく、金属ガスケットの漏えいと考えられる場合には、二次蓋金属ガスケットの漏えい試験を行う。漏えい試験の結果、二次蓋に漏えいが認められた場合には、金属キャスク内部が負圧に維持されていることを間接的に確認し、さらに、蓋間圧力の低下の状</p>	<p>4. 閉じ込め機能の監視の設計方針 (変更なし)</p> <p>5. 閉じ込め機能の異常を考慮した設計の方針 (変更なし)</p>



変更前	変更後
<p>況及び測定した二次蓋漏えい率より一次蓋の健全性を確認の上、二次蓋の金属ガスケットを交換し、閉じ込め機能を修復して貯蔵を継続する。</p> <p>(3) 二次蓋金属ガスケットの漏えい試験の結果、二次蓋に漏えいが認められず、一次蓋の閉じ込め機能が異常であると考えられる場合には、金属キャスクに三次蓋を追加装着し、搬出のために必要な記録とともに、契約先に引き渡す。なお、搬出までの間は金属キャスクを適切に保管する。</p> <p>閉じ込め機能の異常時の対応手順の方針を図 5-1 に示す。</p> <p>6. 閉じ込め性能評価の方針</p> <p>金属キャスクの閉じ込め評価フローを図 6-1 に示す。金属キャスクの閉じ込め性能評価においては、以下の考え方にに基づき評価する。</p> <p>(1) 閉じ込め性能評価では、設計貯蔵期間（50 年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する 60 年間（以下「設計評価期間」という。）にわたって金属キャスク内部の負圧を維持できる漏えい率（基準漏えい率）を求める。</p> <p>(2) 漏えい率は、シールされる流体、シール部温度及び漏えいの上流側と下流側の圧力に依存する。したがって、金属キャスク内部圧力変化は、蓋間圧力と金属キャスク内部圧力の圧力差のもとで、ある漏えい率をもつシール部を通して金属キャスク内部へ流入する気体の漏えい量を積分することによって求められる。</p> <p>(3) 金属キャスクの閉じ込め評価の基準となる基準漏えい率は、設計評価期間にわたって金属キャスク内部の負圧が維持できるよう設定され、使用する金属ガスケットが確保可能な閉じ込め性能を満足していることを確認する。</p> <p>(4) 基準漏えい率を求めるに当たっては、金属キャスク内部の圧力を保守的に評価するため、蓋間圧力は一定とし、蓋間空間のガスは一次蓋から金属キャスク内部側にのみ漏えいするものとして漏えい率の計算を行う。また、大気圧は、気象変化による圧力変動を考慮した値 <math>9.7 \times 10^4</math> Pa を用いる。金属キャスク内部空間の圧力の算定においては、使用済燃料の破損率として、米国の使用済燃料の乾式貯蔵中における漏えい燃料発生率（約 0.01%）及び日本の軽水炉における漏えい燃料発生率（0.01%以下）を考慮し、保守的な値として 0.1%を想定する。</p>	<p>6. 閉じ込め性能評価の方針 (変更なし)</p>

変更前	変更後
<p>(5) なお, 発電所搬出前の気密漏えい検査で確認される漏えい率の判定基準(リークテスト判定基準)は, 基準漏えい率を下回るように設定する。</p>	<p>(変更なし)</p>

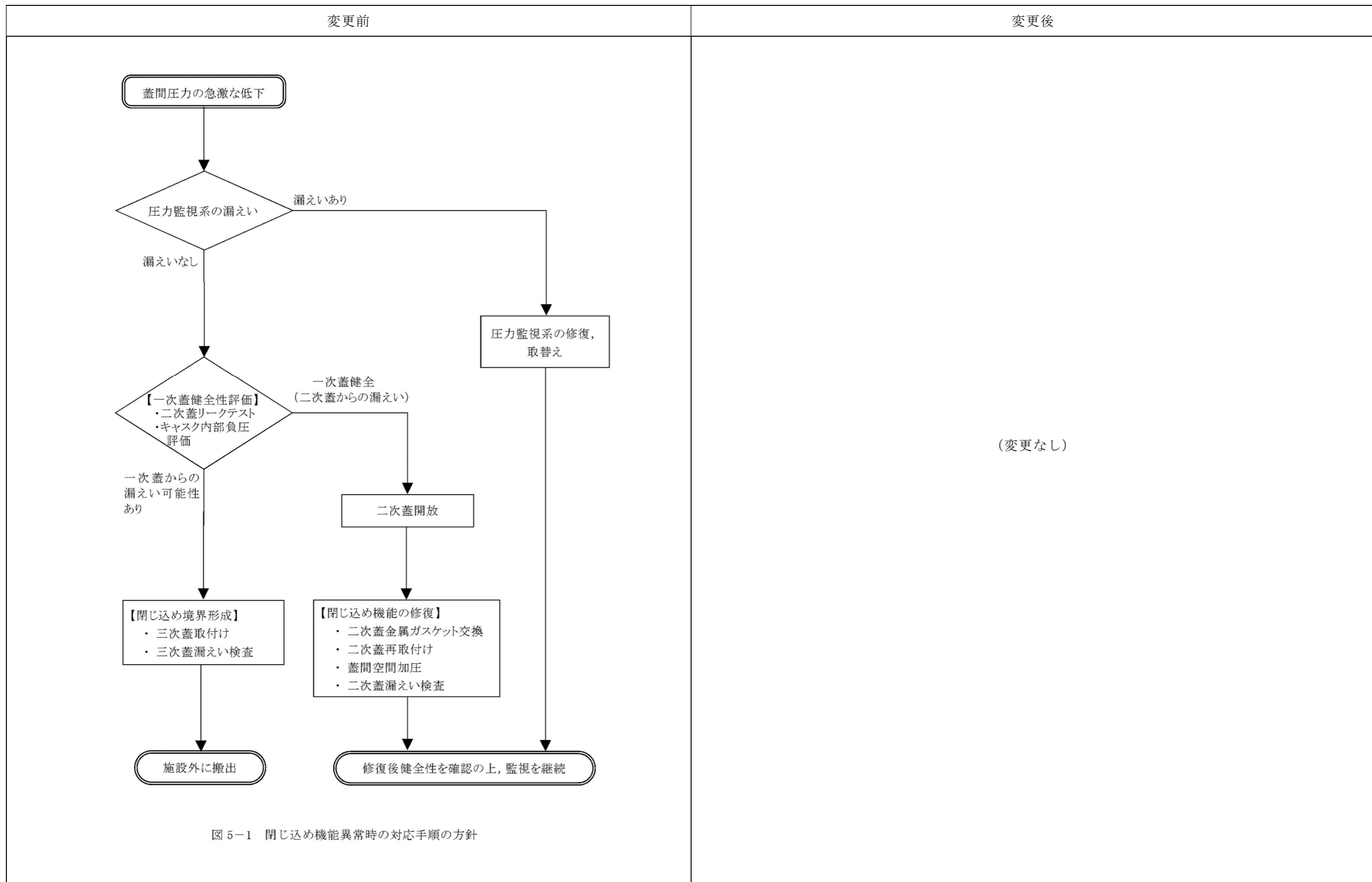
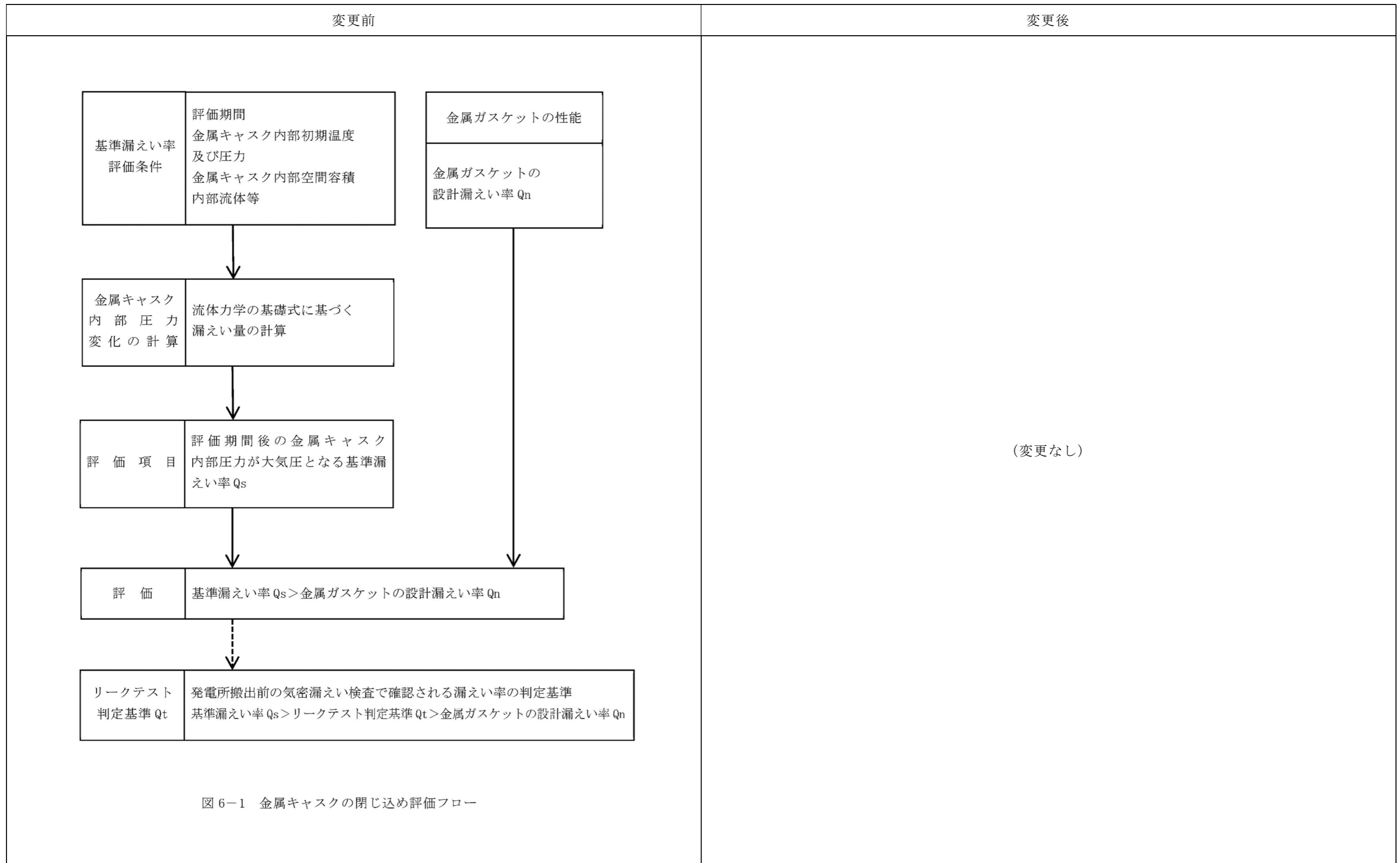


図 5-1 閉じ込め機能異常時の対応手順の方針



## 除熱の変更前後比較 (朱記: 修正箇所)

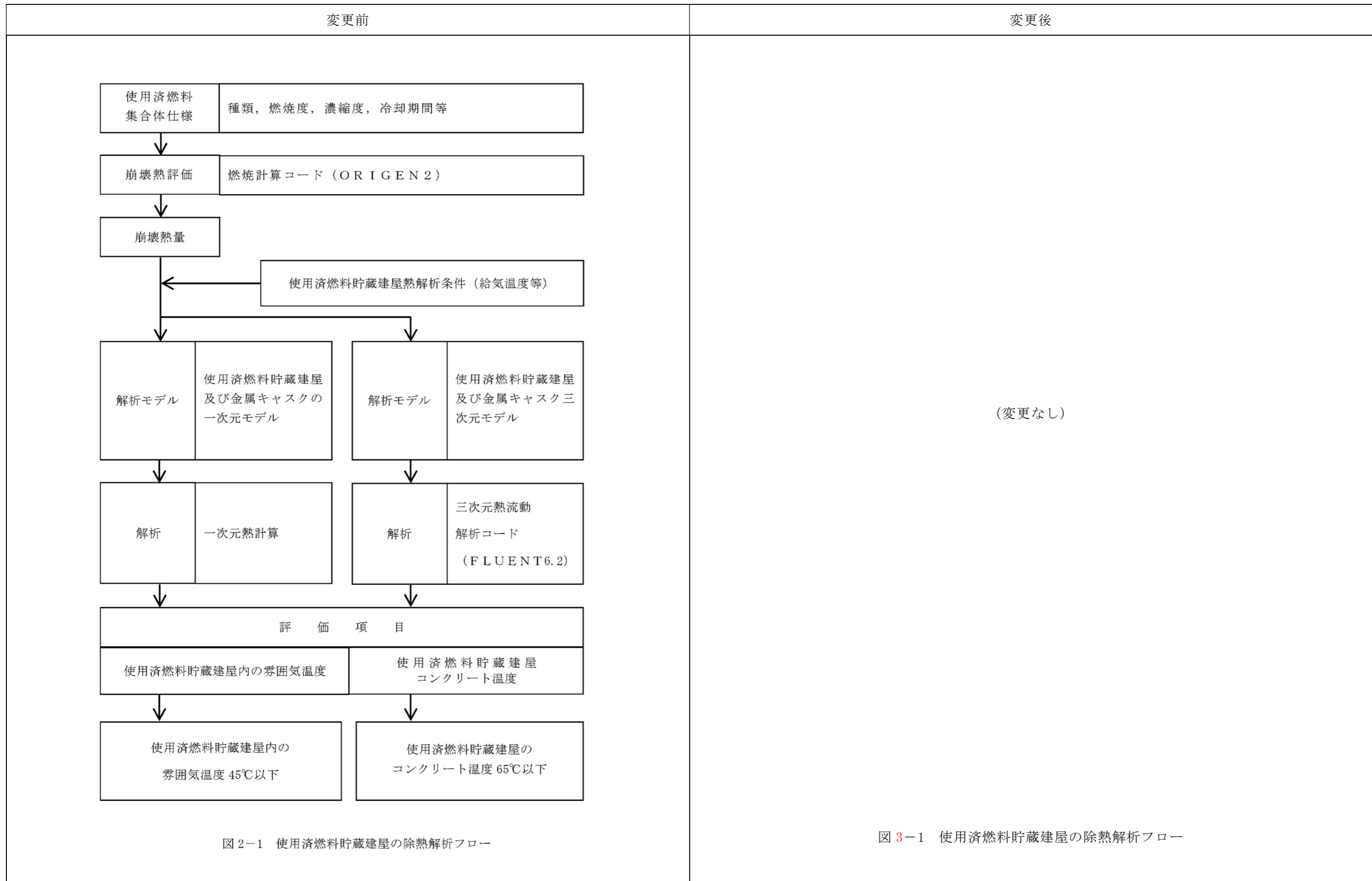
変更前	変更後
<p>別添 I 基本設計方針</p> <p>1 共通項目</p> <p>1.3 除熱</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料貯蔵建屋に給気口及び排気口を設け、通風力を利用した自然換気方式により動力を用いないで使用済燃料等の崩壊熱を適切に除去できるよう、次の方針に基づき除熱設計を行う。</p> <p>(1) 金属キャスクは、使用済燃料集合体の健全性を維持する観点から、使用済燃料集合体の崩壊熱を金属キャスク表面に伝え、周囲空気等に伝達することにより除去できる設計とする。</p> <p>燃料被覆管の温度は、設計貯蔵期間（50 年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する 60 年間を通じて使用済燃料集合体の健全性を維持する観点から、燃料被覆管の累積クリープ量が 1 %を超えない温度、照射硬化の回復現象により燃料被覆管の機械的特性が著しく低下しない温度及び水素化物の再配向による燃料被覆管の機械的特性の低下が生じない温度以下となるように制限する。</p> <p>(2) 金属キャスクは、基本的安全機能を維持する観点から、設計貯蔵期間（50 年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する 60 年間を通じてその構成部材の健全性が保たれる温度範囲にあるよう設計する。</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵建屋は、金属キャスクの表面からの除熱を維持する観点から、使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度を低く保つことができる設計とする。なお、使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度は計測設備、放射線監視設備等の電気品の性能維持を考慮するとともに、コンクリート温度はコンクリートの基本特性に影響を及ぼさないよう、また構造材としての健全性を維持するよう考慮する。給気口及び排気口は、積雪等により閉塞しない設計とする。また、除熱機能について監視できる設計とする。</p> <p>(4) 使用済燃料集合体を金属キャスクに収納するに当たっては、除熱機能に関する評価で考慮した使用済燃料集合体の燃焼度に応じた配置の条件又は範囲を逸脱しないよう、契約先である原子炉設置者が確認した使用済燃料集合体の収納等の状態が貯蔵上必要な条件を満足していることを、記録により確認する。</p>	<p>(変更なし)</p>

変更前	変更後
<p>添付書類 3 添付 3 使用済燃料の除熱に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、使用済燃料貯蔵施設の除熱に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 16 条（除熱）に適合することを説明するものである。</p> <p>なお、技術基準規則に適合する設備である金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋については、次回申請の適合性確認対象設備であるため、設計結果の説明事項については次回申請の除熱に関する説明書に記載する。</p> <p>2. 除熱（貯蔵建屋）</p> <p>2.1 基本設計方針</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料貯蔵建屋に給気口及び排気口を設け、通風力を利用した自然換気方式により動力を用いずに使用済燃料等の崩壊熱を適切に除去できるよう、次の方針に基づき設計を行う。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵建屋は、金属キャスクの表面からの除熱を維持する観点から、使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度を低く保つことができる設計とする。なお、使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度は計測設備等の電気品の性能維持を考慮するとともに、コンクリート温度はコンクリートの基本特性に影響を及ぼさないよう、また構造材としての健全性を維持するよう考慮する。給気口及び排気口は、積雪及び降下火砕物により閉塞しないよう設計する。</p> <p>2.2 除熱設計の方針</p> <p>(1) 除熱構造の考え方</p> <p>使用済燃料貯蔵建屋は、金属キャスク表面からの除熱を維持する観点から使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度を低く保つこと及び遮へい機能を担うための健全性を維持することから、以下の設計上の配慮を行う。</p> <p>a. 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域及び貯蔵区域には、給気口及び排気口を設け、金属キャスク表面から金属キャスク周囲の空気に伝えられた熱を、その熱量に応じて生じる空気の通風力を利用して使用済燃料貯蔵建屋外へ放散できる構造とする。</p> <p>b. 適切な通風力を得るため、貯蔵区域の排気口及び受入れ区域の排気口は十分高所に設ける。</p>	<p>添付書類 3 添付 3 使用済燃料の除熱に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、使用済燃料貯蔵施設の除熱に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 16 条（除熱）に適合することを説明するものである。</p> <p><u>除熱に関する設計結果は「添付 3-1 金属キャスクの除熱に関する説明書」<b>次回申請</b>及び「添付 3-2 使用済燃料貯蔵建屋の除熱に関する説明書」<b>次回申請</b>に示す。</u></p> <p><u>「添付 3-1 金属キャスクの除熱に関する説明書」及び「添付 3-2 使用済燃料貯蔵建屋の除熱に関する説明書」は、今回の申請範囲外の説明であることから、次回申請にて申請する。</u></p> <p>3. 除熱（貯蔵建屋）</p> <p>3.1 基本設計方針</p> <p>（変更なし）</p> <p>3.2 除熱設計の方針</p> <p style="text-align: right;">（中略）</p>

変更前	変更後
<p>c. 給気口及び排気口には、それぞれ温度検出器を配置して使用済燃料貯蔵建屋の給排気温度を測定することにより、除熱機能が維持されていることを監視する。</p> <p>d. 給気口は、むつ特別地域気象観測所の最大積雪量に対し十分裕度のある、地上高さに設ける。</p> <p>e. 貯蔵区域において、金属キャスクが設置されていない区画については、夏季に使用済燃料貯蔵建屋内で発生する結露対策として、給気口を閉止する運用とする。</p> <p>(2) 金属キャスクの配置制限の考え方</p> <p>使用済燃料貯蔵建屋は、貯蔵区域における計測設備等の電気品の性能維持を考慮し、使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度が、汎用電気品が使用可能なように考慮した温度、コンクリートの基本特性に大きな影響を及ぼすような自由水の逸散が生じない温度、構造材としての健全性を維持するための温度を考慮し、使用済燃料貯蔵建屋のコンクリート温度が物性値に大きな影響を与えない温度以下に保たれるよう、金属キャスクを配置する設計とする。</p> <p>(3) 除熱解析の方針</p> <p>使用済燃料貯蔵建屋は、使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度を低く保つことができる設計であること及びコンクリート温度をその遮へい能力が損なわれない温度以下に保つことができる設計であることを以下の方法により評価する。</p> <p>a. 伝熱形態の考え方</p> <p>使用済燃料貯蔵建屋における伝熱形態は次のとおりである。</p> <p>(a) 金属キャスク表面に伝えられた崩壊熱の殆どは、伝導及び対流により金属キャスク周囲の空気へ伝えられるが、一部は、輻射及び貯蔵架台を介しての伝導により使用済燃料貯蔵建屋へ伝えられる。</p> <p>(b) 使用済燃料貯蔵建屋へ伝わった熱は、躯体の伝導及び対流により外部（大気あるいは地中）に放出されるか、あるいは伝導及び対流により使用済燃料貯蔵建屋内空気に伝わり、自然換気により大気に放出される。</p> <p>b. 評価方針</p> <p>上記伝熱形態を踏まえ、使用済燃料貯蔵建屋の除熱評価においては、使用済燃料貯蔵建屋及び金属キャスクを一次元又は三次元で適切にモデル化し、一次元熱計算により使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度を、三次元熱流動解析コードFLUENT6.2を用いて使用済燃料貯蔵建屋のコンクリート温度を評価する。</p>	<p>(中略)</p> <p>b. 評価方針</p> <p>上記伝熱形態を踏まえ、使用済燃料貯蔵建屋の除熱評価においては、使用済燃料貯蔵建屋及び金属キャスクを一次元又は三次元で適切にモデル化し、一次元熱計算により使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度を、三次元熱流動解析コードFLUENT6.2を用いて使用済燃料貯蔵建屋のコンクリート温度を評価する。</p>

変更前	変更後
<p>使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度の評価に当たっては、使用済燃料集合体の崩壊熱が全て金属キャスク周囲の空気に伝わるよう設定し、使用済燃料貯蔵建屋コンクリート温度の評価に当たっては、使用済燃料貯蔵建屋外壁を断熱とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵建屋の除熱評価フローを図 2-1 に示す。</p> <p>(a) 一次元熱計算</p> <p>金属キャスク表面に伝えられた崩壊熱のすべてが周囲空気に移行するものとして使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度を算出する方針とする（図 2-2 参照）。</p> <p>(b) 三次元熱流動解析</p> <p>図 2-3 に示した伝熱形態の考え方で模擬するため、三次元熱流動解析コード FLUENT 6.2 を用いて、伝導、対流、輻射が共存する場の支配方程式を解き使用済燃料貯蔵建屋躯体温度を評価する方針とする。</p>	<p>使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度の評価に当たっては、使用済燃料集合体の崩壊熱が全て金属キャスク周囲の空気に伝わるよう設定し、使用済燃料貯蔵建屋コンクリート温度の評価に当たっては、使用済燃料貯蔵建屋外壁を断熱とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵建屋の除熱評価フローを図 3-1 に示す。</p> <p>(a) 一次元熱計算</p> <p>金属キャスク表面に伝えられた崩壊熱のすべてが周囲空気に移行するものとして使用済燃料貯蔵建屋内の雰囲気温度を算出する方針とする（図 3-2 参照）。</p> <p>(b) 三次元熱流動解析</p> <p>図 3-3 に示した伝熱形態の考え方で模擬するため、三次元熱流動解析コード FLUENT 6.2 を用いて、伝導、対流、輻射が共存する場の支配方程式を解き使用済燃料貯蔵建屋躯体温度を評価する方針とする。</p>





変更前

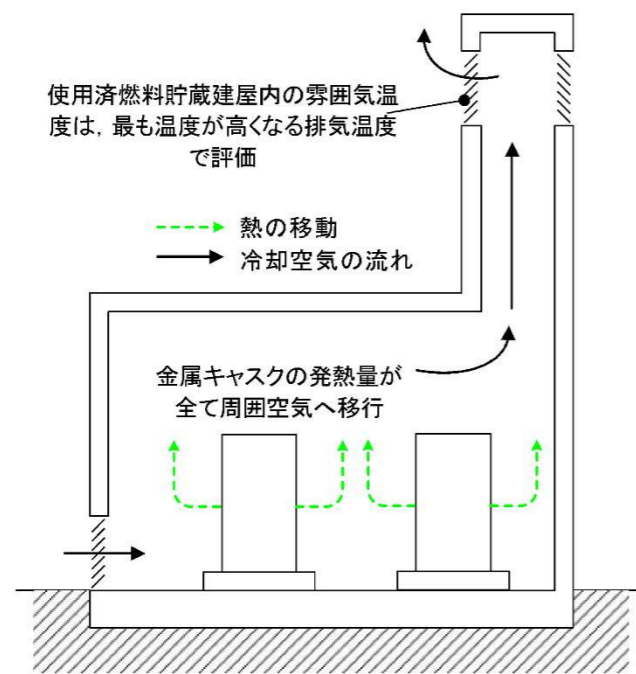


図 2-2 一次元熱計算における使用済燃料貯蔵建屋の伝熱形態の考え方

変更後

(変更なし)

図 3-2 一次元熱計算における使用済燃料貯蔵建屋の伝熱形態の考え方

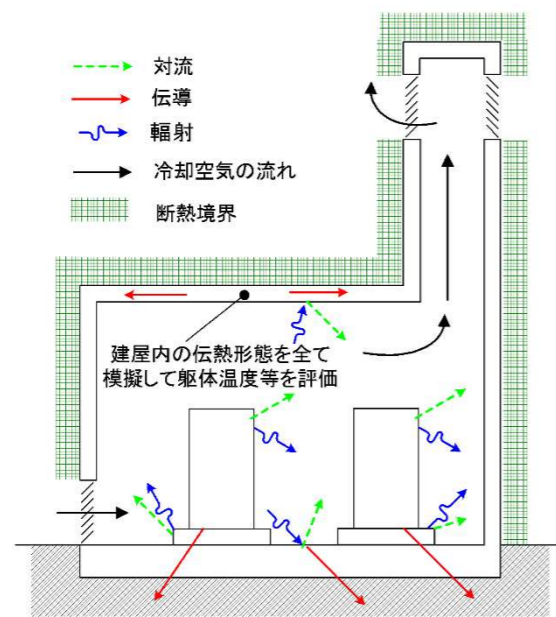


図 2-3 三次元熱流動解析における使用済燃料貯蔵建屋の伝熱形態の考え方

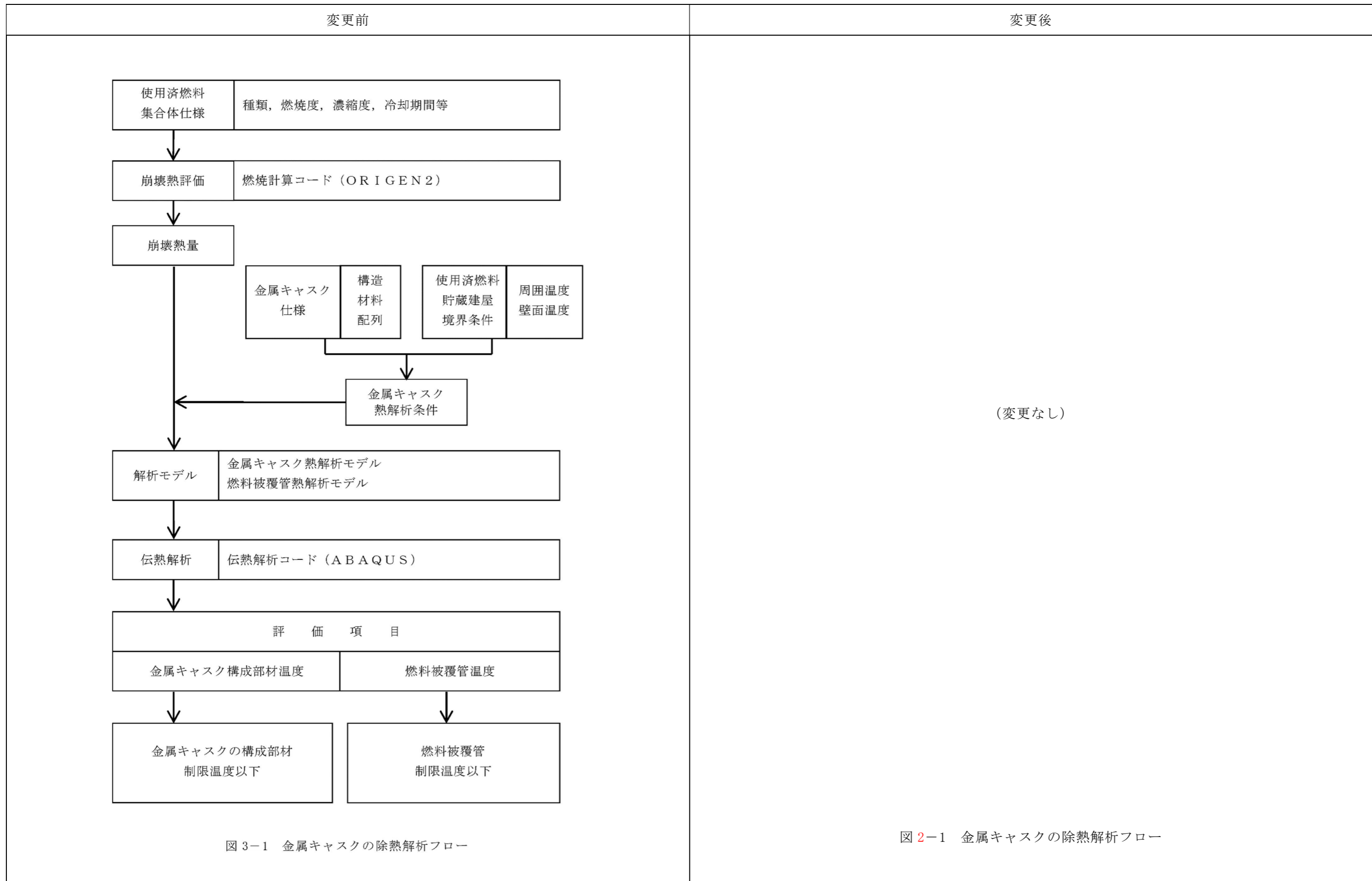
(変更なし)

図 3-3 三次元熱流動解析における使用済燃料貯蔵建屋の伝熱形態の考え方

変更前	変更後
<p>3. 除熱（金属キャスク）</p> <p>3.1 基本設計方針</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料貯蔵建屋に給気口及び排気口を設け、通風力を利用した自然換気方式により動力を用いずに使用済燃料等の崩壊熱を適切に除去できるよう、次の方針に基づき設計を行う。</p> <p>(1) 金属キャスクは、使用済燃料集合体の健全性を維持する観点から、使用済燃料集合体の崩壊熱を金属キャスク表面に伝え、周囲空気、使用済燃料貯蔵建屋に伝達することにより除去できる設計とする。</p> <p>燃料被覆管の温度は、設計貯蔵期間（50年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する60年間を通じて使用済燃料集合体の健全性を維持する観点から、燃料被覆管の累積クリープ量が1%を超えない温度、照射硬化の回復現象により燃料被覆管の機械的特性が著しく低下しない温度及び水素化物の再配向による燃料被覆管の機械的特性の低下が生じない温度以下となるように制限する。</p> <p>(2) 金属キャスクは、基本的安全機能を維持する観点から、設計貯蔵期間（50年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する60年間を通じてその構成部材の健全性が保たれる温度範囲にあるよう設計する。</p> <p>(3) 使用済燃料集合体を金属キャスクに収納するに当たっては、除熱機能に関する評価で考慮した使用済燃料集合体の燃焼度に応じた配置の条件又は範囲を逸脱しないよう、契約先である原子炉設置者が確認した使用済燃料集合体の収納等の状態が貯蔵上必要な条件を満足していることを、記録により確認する。</p> <p>3.2 除熱設計の方針</p> <p>(1) 使用済燃料集合体の収納の考え方</p> <p>除熱機能維持の観点から、設計貯蔵期間（50年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する60年間を通じて燃料被覆管の温度を低く保つことができる設計とし、使用済燃料集合体の収納条件は以下のとおりである。使用済燃料集合体の収納作業は、契約先である原子炉設置者が実施することから、原子炉設置者に対して、収納条件を満足した作業の実施、作業記録の作成、収納配置の確認を求める。</p> <p>a. 金属キャスクには、原子炉内での運転中のデータ、 SHIPPING 検査等により健全であること</p>	<p>2. 除熱（金属キャスク）</p> <p>2.1 基本設計方針</p> <p>（変更なし）</p> <p>2.2 除熱設計の方針</p> <p>（中略）</p>

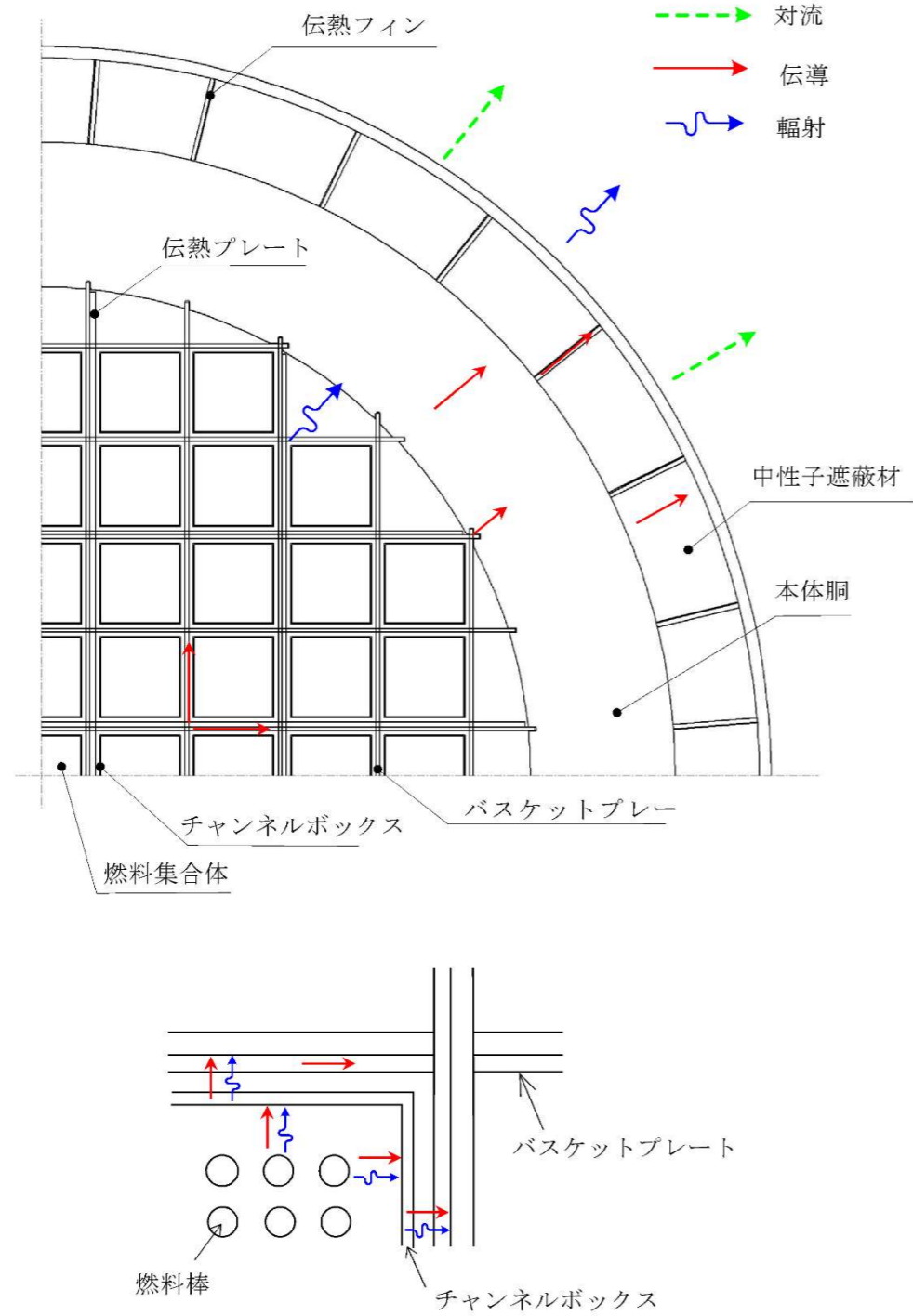
変更前	変更後
<p>を確認した使用済燃料集合体を収納する。</p> <p>b. 金属キャスクは、使用済燃料集合体収納時にその内部を真空乾燥し、不活性ガスであるヘリウムガスを封入する。その際、燃料被覆管の制限温度を上回らないように運用管理するとともに乾燥作業時のクリプトンガスのモニタリングにより燃料被覆管から漏えいのないことを確認する。</p> <p>c. 金属キャスクには、貯蔵する燃料仕様、最大崩壊熱量等を満足するように使用済燃料集合体を収納するとともに必要に応じて収納配置等を管理する。</p> <p>(2) 除熱構造の設計方針</p> <p>金属キャスクは、除熱のために以下の設計上の配慮を行う。</p> <p>a. 金属キャスクの内部には、強度部材のバスケットプレート（ボロン添加ステンレス鋼）と熱伝導率の高い伝熱プレート（アルミニウム合金）で構成されたバスケットを設け、その中に使用済燃料集合体を収納する。</p> <p>b. 金属キャスク内における使用済燃料集合体を内封する空間には、熱伝導率の高いヘリウムガスを充填し、熱伝達を高める。</p> <p>c. 熱伝導率の低い中性子遮蔽材（レジン）の側部胴体内部には、炭素鋼及び銅からなる伝熱フィンを設け、熱伝導性能を向上させる。</p> <p>d. 除熱機能の監視のため、金属キャスクの表面温度を測定する。</p> <p>(3) 除熱解析の方針</p> <p>金属キャスクが使用済燃料集合体の崩壊熱を適切に除去する設計であることを以下の方法により解析する。</p> <p>除熱解析フローを図 3-1 に示す。</p> <p>a. 伝熱形態の考え方</p> <p>使用済燃料集合体から発生した崩壊熱は、バスケットからヘリウムガス等の伝導及び輻射により金属キャスク表面に伝えられ、対流及び輻射により金属キャスク周囲の空気、使用済燃料貯蔵建屋に伝えられる。さらに金属キャスク本体胴の外側には中性子遮蔽材が設けられ、レジンのような熱伝導率の低い中性子遮蔽材を用いる場合は伝熱フィンを設け、伝熱性能を向上させる。なお、ヘリウムガス対流効果による金属キャスク端部付近温度への影響は比較的小さいため、評価上は対流を考慮していない。具体的な伝熱形態の考え方を図 3-2 に示す。</p>	<p>(中略)</p> <p>(3) 除熱解析の方針</p> <p>金属キャスクが使用済燃料集合体の崩壊熱を適切に除去する設計であることを以下の方法により解析する。</p> <p>除熱解析フローを図 2-1 に示す。</p> <p>a. 伝熱形態の考え方</p> <p>使用済燃料集合体から発生した崩壊熱は、バスケットからヘリウムガス等の伝導及び輻射により金属キャスク表面に伝えられ、対流及び輻射により金属キャスク周囲の空気、使用済燃料貯蔵建屋に伝えられる。さらに金属キャスク本体胴の外側には中性子遮蔽材が設けられ、レジンのような熱伝導率の低い中性子遮蔽材を用いる場合は伝熱フィンを設け、伝熱性能を向上させる。なお、ヘリウムガス対流効果による金属キャスク端部付近温度への影響は比較的小さいため、評価上は対流を考慮していない。具体的な伝熱形態の考え方を図 2-2 に示す。</p>

変更前	変更後
<p>b. 使用済燃料集合体の崩壊熱評価方法</p> <p>使用済燃料集合体の崩壊熱は、燃料型式、燃焼度、濃縮度、冷却年数等を条件として燃焼計算コードORIGEN2を使用して核種の生成、崩壊及びそれに基づく発熱量を計算する。</p> <p>ここで、金属キャスクに収納できる使用済燃料集合体の崩壊熱量の総量を最大崩壊熱量とし、除熱設計上、保守的に使用済燃料集合体の軸方向の燃焼度分布を考慮した崩壊熱量を設計崩壊熱量とする。</p> <p>c. 金属キャスク各部の温度評価方針</p> <p>金属キャスクの各部の温度は、使用済燃料集合体の崩壊熱及び金属キャスク周囲温度等を条件として、金属キャスクの実形状をモデル化し、有限要素法コードABAQUSを使用して求める。</p> <p>d. 燃料被覆管の温度解析方針</p> <p>燃料被覆管の温度は、使用済燃料集合体の崩壊熱と輪切りモデルで求められたチャンネルボックス又はバスケットの温度を条件として、使用済燃料集合体及びチャンネルボックス又はバスケットの実形状をモデル化し、有限要素法コードABAQUSを使用して求める。</p>	<p>(変更なし)</p>



変更前

変更後



(変更なし)

図 3-2 金属キャスクの伝熱形態の考え方

図 2-2 金属キャスクの伝熱形態の考え方

## 遮蔽の変更前後比較 (朱記: 変更箇所)

変更前	変更後
<p>別添 I 基本設計方針</p> <p>1. 施設共通項目</p> <p>1.4 遮蔽</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、事業所周辺及び管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所の線量を低減できるよう、次の方針に基づき遮蔽設計を行う。</p> <p>(1) リサイクル燃料備蓄センターからの直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量が原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り低く(実効線量で <math>50 \mu\text{Sv}/\text{年}</math> 以下) なるように、金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋により、適切な遮蔽を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 金属キャスクは、使用済燃料集合体からの放射線をガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により遮蔽する設計とする。また、設計貯蔵期間(50年間)に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する60年間における中性子遮蔽材の熱による遮蔽機能の低下を考慮しても、金属キャスク表面及び金属キャスク表面から1mの位置における線量当量率は、それぞれ <math>2 \text{mSv}/\text{h}</math> 以下、<math>100 \mu\text{Sv}/\text{h}</math> 以下となるよう設計する。</p> <p>(3) 使用済燃料集合体を金属キャスクに収納するに当たっては、遮蔽機能に関する評価で考慮した使用済燃料集合体の燃焼度に応じた当該使用済燃料集合体の配置の条件又は範囲を逸脱しないよう、契約先である原子炉設置者が確認した使用済燃料集合体の収納等の状態が貯蔵上必要な条件を満足していることを、記録により確認する。</p> <p>(4) 放射線業務従事者が立ち入る場所については、放射線業務従事者が受ける線量が線量限度を超えないようにし、さらに、放射線業務従事者及び一時立入者(以下「放射線業務従事者等」という。)の立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低減できるように、遮蔽及び機器の配置を行うとともに、各場所への立入頻度、滞在時間等を制限することにより、放射線業務従事者等の被ばくを低減する。また、遮蔽設計の基準となる線量率を施設内の区分に応じて適切に定め、区分の基準線量率を満足するように設計する。なお、放射線業務従事者等の被ばく管理については、リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定(以下「保安規定」という。)に定める。</p> <p>(5) 事業所内の管理区域以外の人立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くし公</p>	<p>(変更なし)</p>



変更前	変更後
<p>衆の線量限度以下に低減できるよう、適切な措置を講ずる。なお、事業所内の管理区域以外の人が立ち入る場所における線量の管理については、保安規定に定める。</p>	<p>(変更なし)</p>

変更前	変更後
<p>添付書類 3 添付 4 放射線による被ばくの防止に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、使用済燃料貯蔵施設の遮蔽に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 21 条（遮蔽）に適合する設計の方針であることを説明するものである。</p> <p>なお、技術基準規則に適合する設備である金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋については、次回申請の適合性確認対象設備であるため、設計結果の説明事項については次回申請の放射線による被ばくの防止に関する説明書に記載する。</p> <p>2. 遮蔽（貯蔵建屋）</p> <p>2.1 基本設計方針</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、「使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則」に基づいて管理区域を定めるとともに、放射線業務従事者が受ける線量が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた線量限度を超えないようにし、さらに、放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低減できるように、使用済燃料貯蔵建屋に遮蔽壁及び遮蔽ルーバを設け、また、貯蔵区域への入口に迷路又は遮蔽扉を設けて、遮蔽及び機器の配置を行うとともに、各場所への立入頻度、滞在時間及び立入エリアを制限することにより、放射線業務従事者等の被ばくを低減する。（表2-1、図2-1参照）</p> <p>使用済燃料貯蔵建屋（以下「貯蔵建屋」という。）の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度、滞在時間及び立入エリアを考慮して外部放射線に係る基準線量率を設け、これを満足するようにする。</p> <p>また、事業所内の管理区域以外の人立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くし公衆の線量限度以下に低減できるよう、外部放射線に係る線量の測定を行い、必要に応じて区画の実施、作業時間の制限等、適切な措置を講ずる。</p>	<p>添付書類 3 添付 4 放射線による被ばくの防止に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、使用済燃料貯蔵施設の遮蔽に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 21 条（遮蔽）に適合する設計の方針であることを説明するものである。</p> <p><u>遮蔽に関する設計結果は「添付 4-1 金属キャスクの放射線の遮蔽に関する説明書」<b>次回申請</b>及び「添付 4-2 使用済燃料貯蔵建屋の放射線の遮蔽に関する説明書」<b>次回申請</b>に示す。</u></p> <p><u>「添付 4-1 金属キャスクの放射線の遮蔽に関する説明書」及び「添付 4-2 使用済燃料貯蔵建屋の放射線の遮蔽に関する説明書」は、今回の申請範囲外の説明であることから、次回申請にて申請する。</u></p> <p>3. 遮蔽（貯蔵建屋）</p> <p>3.1 基本設計方針</p> <p>（変更なし）</p>

変更前	変更後
<p>2.2 遮蔽設計の方針</p> <p>(1) 遮蔽設備</p> <p>a. 遮蔽壁</p> <p>遮蔽壁は、貯蔵建屋側壁、天井、貯蔵区域区画壁及び貯蔵区域仕切壁のコンクリート壁で構造材を兼用する。</p> <p>b. 遮蔽ルーバ</p> <p>遮蔽ルーバは、貯蔵建屋貯蔵区域における排気口までの経路に設けられたコンクリート製の平板で、排気口からの放射線の漏えいを低減する。</p> <p>(2) 機器の配置</p> <p>金属キャスクは、貯蔵建屋貯蔵区域に配置し、その入口には迷路又は遮蔽扉を設ける。</p> <p>(3) 遮蔽設備の貫通部の措置</p> <p>貯蔵建屋には、貯蔵区域から受入れ区域へのケーブル貫通口がある。放射線の漏えいを防止するため、鉛毛マットにより貫通部の隙間を埋める措置を講ずる。ケーブル貫通部を図 2-2 に示す。</p> <p>(4) 公衆の線量</p> <p>貯蔵建屋貯蔵区域に収容されている金属キャスク 288 基からの直接線及びスカイシャイン線について評価する。</p> <p>(5) 貯蔵建屋内外の線量</p> <p>受入れ区域は、金属キャスクの搬出入作業のため、最大 8 基の金属キャスクを仮置きするが、保守的に線量を評価するため、貯蔵建屋貯蔵区域に収容されている金属キャスク最大 288 基、受入れ区域に仮置きしている金属キャスク最大 9 基（たて起こし架台 1 基、仮置架台 7 基、検査架台 1 基）を適切に配置して貯蔵建屋内外の線量を評価し、その評価結果が表 2-1 に示す外部放射線に係る基準を満足することを確認する。</p> <p>なお、事業所内の管理区域以外の人立ち入る場所については、作業場所の外部放射線に係る線量の測定を行い、必要に応じて区画の実施、立入時間の管理、被ばくに対する注意喚起といった線量低減措置を講ずることにより、当該場所に滞在する者の線量を公衆の線量限度以下とする。</p>	<p>3.2 遮蔽設計の方針</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 貯蔵建屋内外の線量</p> <p>受入れ区域は、金属キャスクの搬出入作業のため、最大 8 基の金属キャスクを仮置きするが、保守的に線量を評価するため、貯蔵建屋貯蔵区域に収容されている金属キャスク最大 288 基、受入れ区域に仮置きしている金属キャスク最大 9 基（たて起こし架台 1 基、仮置架台 7 基、検査架台 1 基）を適切に配置して貯蔵建屋内外の線量を評価し、その評価結果が表 3-1 に示す外部放射線に係る基準を満足することを確認する。</p> <p>なお、事業所内の管理区域以外の人立ち入る場所については、作業場所の外部放射線に係る線量の測定を行い、必要に応じて区画の実施、立入時間の管理、被ばくに対する注意喚起といった線量低減措置を講ずることにより、当該場所に滞在する者の線量を公衆の線量限度以下とする。</p>

変更前				変更後	
表 2-1 外部放射線に係る設計基準				表 3-1 外部放射線に係る設計基準 (変更なし)	
区 分		外部放射線に係る 設計基準	区 域		
管理区域外		0.0026mSv/h 以下	付帯区域		
管理区域内		0.01mSv/h 未満	受入れ区域		
		0.01mSv/h 以上	貯蔵区域		
<p>※ 受入れ区域は、金属キャスクが仮置きされていない場合はB区分となるように設計</p> <p>【補足：遮蔽区分の考え方】</p> <p>区分A：付帯区域（監視盤室，チェックポイント等）  滞在時間：500 時間/3 月間（管理区域境界の作業者）  <math>1.3 \text{ (mSv)} / 500 \text{ (時間)} = 0.0026 \text{ mSv/h}</math></p> <p>区分B：金属キャスクが仮置きされていない受入れ区域  滞在時間：130 時間/3 月間（2 時間/日×65 日）  <math>1.3 \text{ (mSv)} / 130 \text{ (時間)} = 0.01 \text{ mSv/h}</math></p> <p>（ 機器点検等の作業時における放射線業務従事者の被ばく低減の観点から，管理区域外と同様の考え方で基準を設定。 ）</p> <p>区分C：受入れ区域，貯蔵区域  （ 金属キャスクの除熱機能維持の観点から，建屋内の遮蔽設計として特別な考慮はせず，放射線管理設備及び入域時間制限等の運用により，放射線業務従事者の線量を管理。 ）</p> <p>※ 外部放射線に係る線量が 1.3mSv/3 月間を超える区域を管理区域として設定する。</p>					

変更前

変更後

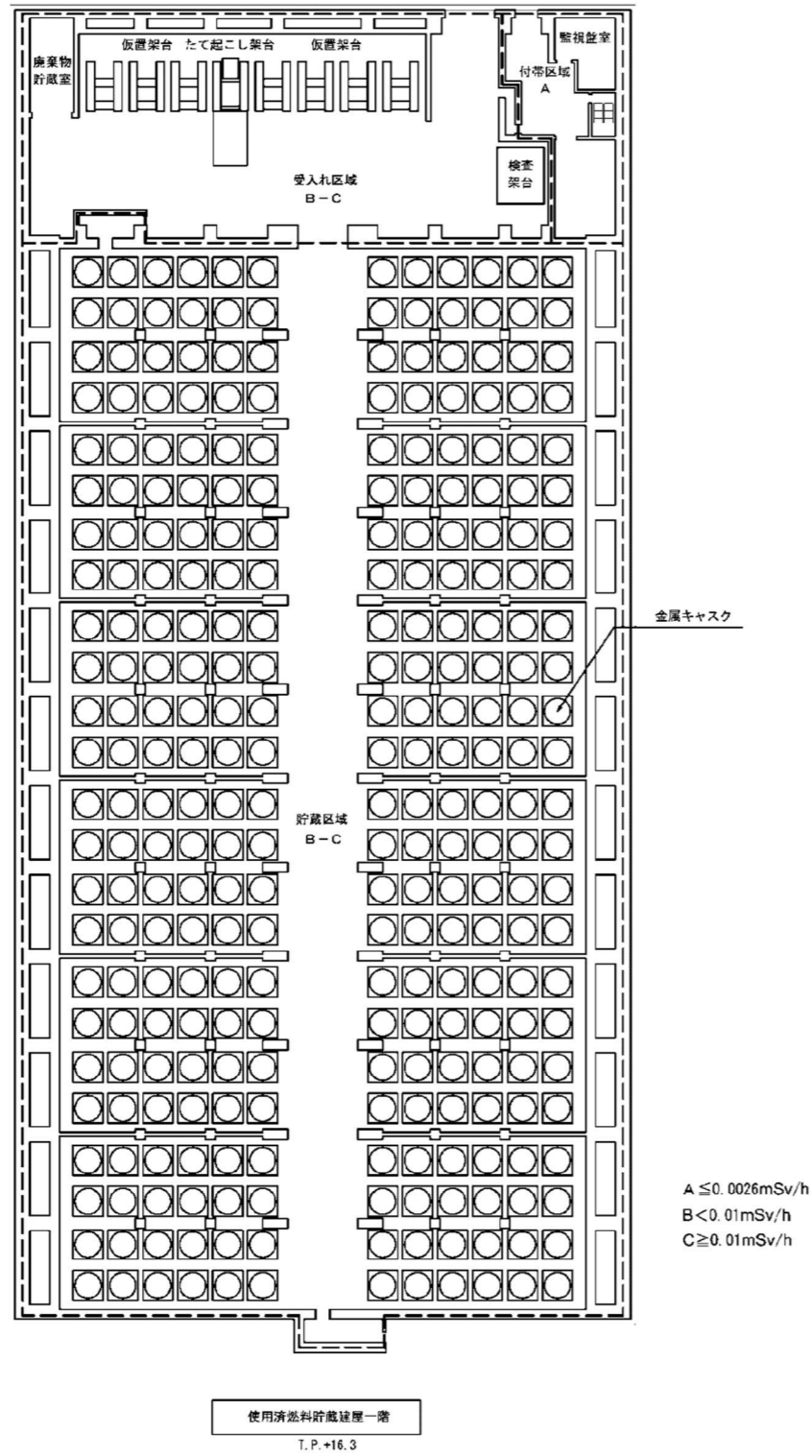


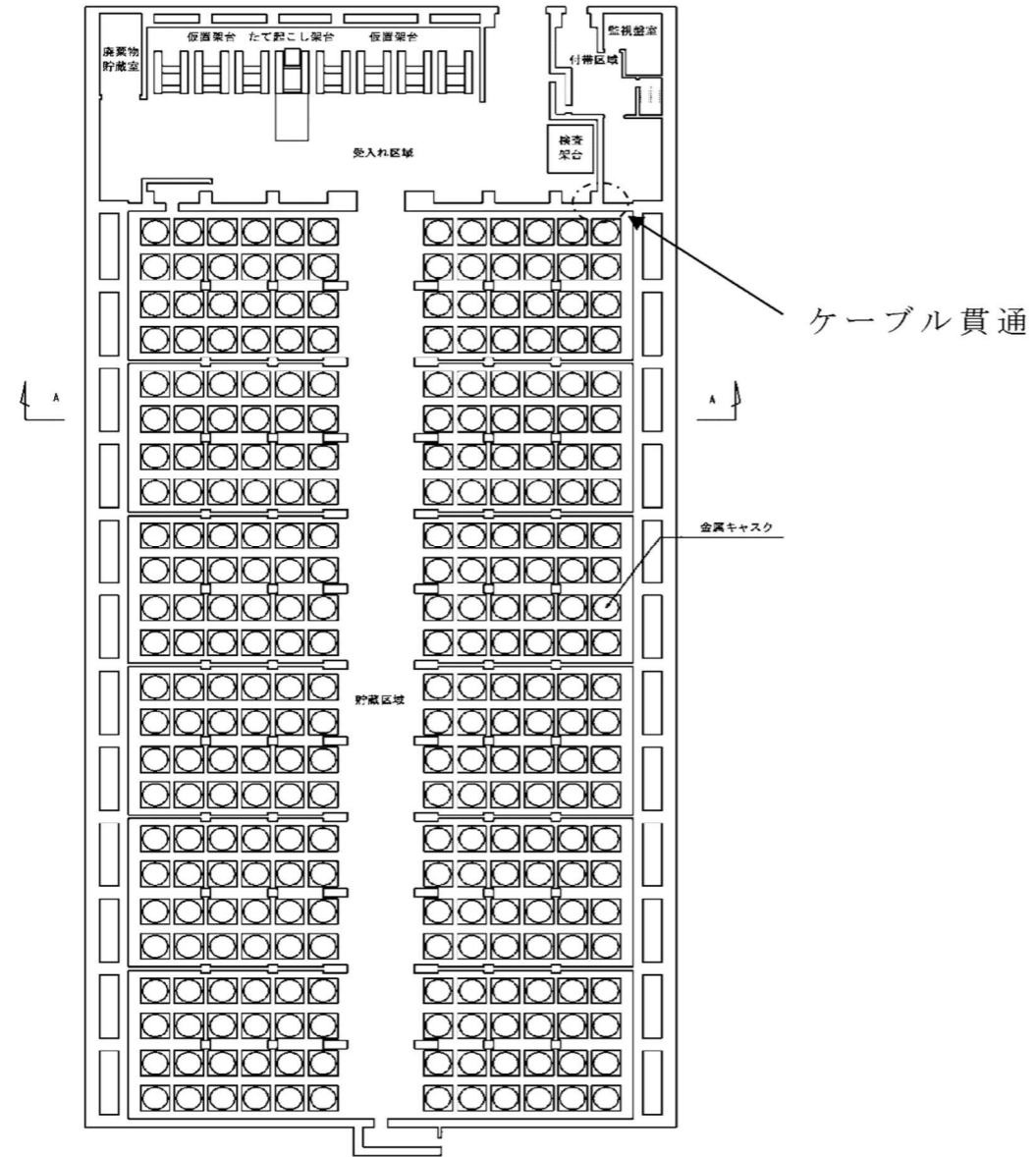
図 2-1 遮蔽設計区分概略図

(変更なし)

図 3-1 遮蔽設計区分概略図

変更前

変更後



(変更なし)

図 2-2 ケーブル貫通口

図 3-2 ケーブル貫通口

変更前	変更後
<p>3. 遮蔽（金属キャスク）</p> <p>3.1 基本設計方針</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、平常時において、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り低く（実効線量で <math>50\mu\text{Sv/年}</math> 以下）なるよう、金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋により、十分な放射線遮蔽を講ずる設計とする。</p> <p>金属キャスクは、使用済燃料集合体からの放射線をガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により遮蔽する設計とする。また、設計貯蔵期間（50年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する60年間における中性子遮蔽材の熱による遮蔽機能の低下を考慮しても十分な遮蔽性能を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料集合体を金属キャスクに収納するに当たっては、遮蔽機能に関する評価で考慮した使用済燃料集合体の燃焼度に応じた当該使用済燃料集合体の配置の条件又は範囲を逸脱しないよう、契約先である原子炉設置者が確認した使用済燃料集合体の収納等の状態が貯蔵上必要な条件を満足していることを、記録により確認する。</p> <p>3.2 遮蔽設計の方針</p> <p>(1) 遮蔽構造</p> <p>金属キャスクの主要な構成材を表3-1に示す。</p> <p>金属キャスクは、遮蔽のために以下の設計上の配慮を行う。</p> <p>a. 金属キャスクは、ガンマ線遮蔽と中性子遮蔽の機能を有する。</p> <p>b. ガンマ線遮蔽材は、金属キャスク構造体(胴、外筒、蓋及び底板)を構成する炭素鋼等で構成する。</p> <p>c. 中性子遮蔽材は、レジンで構成する。</p> <p>(2) 遮蔽解析</p> <p>金属キャスクの遮蔽解析においては、以下に示す線源条件に基づき、金属キャスクの表面及び表面から1mの位置における線量当量率を求め、それぞれの基準値である <math>2\text{mSv/h}</math> 以下、<math>100\mu\text{Sv/h}</math> 以下となることを確認する。</p>	<p>2. 遮蔽（金属キャスク）</p> <p>2.1 基本設計方針</p> <p>（変更なし）</p> <p>2.2 遮蔽設計の方針</p> <p>(1) 遮蔽構造</p> <p>金属キャスクの主要な構成材を表2-1に示す。</p> <p>金属キャスクは、遮蔽のために以下の設計上の配慮を行う。</p> <p>a. 金属キャスクは、ガンマ線遮蔽と中性子遮蔽の機能を有する。</p> <p>b. ガンマ線遮蔽材は、金属キャスク構造体(胴、外筒、蓋及び底板)を構成する炭素鋼等で構成する。</p> <p>c. 中性子遮蔽材は、レジンで構成する。</p> <p>(2) 遮蔽解析</p> <p>金属キャスクの遮蔽解析においては、以下に示す線源条件に基づき、金属キャスクの表面及び表面から1mの位置における線量当量率を求め、それぞれの基準値である <math>2\text{mSv/h}</math> 以下、<math>100\mu\text{Sv/h}</math> 以下となることを確認する。</p>

変更前	変更後
<p>金属キャスクの遮蔽解析評価に当たっては、表 3-2 に示す保守性の考え方、表 3-3 に示す不確かさを適切に考慮する。遮蔽解析フローを図 3-1 に示す。</p> <p>a. 線源条件</p> <p>使用済燃料集合体の線源強度は、燃料型式、燃焼度、濃縮度、冷却期間等を条件に燃焼計算コードORIGEN2を用いて求める。</p> <p>使用済燃料集合体の構造材については、照射期間、中性子束、冷却期間等を条件に放射化計算式を用いて求める。</p> <p>b. 金属キャスクの線量当量率評価方法</p> <p>金属キャスクの線量当量率は、金属キャスクの実形状を軸方向断面形状に基づき、蓋部や底部の遮蔽体構造や使用済燃料集合体の軸方向領域に応じ、「a. 線源条件」に示した線源強度に基づき、二次元輸送計算コードDOT3.5(DLC-23/CASKライブラリ)を使用して求める。算出に当たっては、金属キャスクの構成材料による減衰等を考慮する。</p> <p>金属キャスク表面から線量当量率の評価位置である 1 m の位置までの評価にはレイエフェクトを平準化するためDOT3.5の補助コードであるSPACE TRAN-IIIを用いる。</p>	<p>金属キャスクの遮蔽解析評価に当たっては、表 2-2 に示す保守性の考え方、表 2-3 に示す不確かさを適切に考慮する。遮蔽解析フローを図 2-1 に示す。</p> <p>(中略)</p>



変更前

表 3-1 金属キャスクの主な構成材

	BWR用大型キャスク(タイプ2A)
胴 , 底板	炭素鋼
中性子遮蔽材	レジン
伝熱フィン	炭素鋼/銅
外筒	炭素鋼
一次蓋	炭素鋼
二次蓋	炭素鋼
バスケット	ボロン添加ステンレス鋼 アルミニウム合金

変更後

表 2-1 金属キャスクの主な構成材

(変更なし)

変更前		変更後	
表 3-2 遮蔽解析評価の保守性の考え方		表 2-2 遮蔽解析評価の保守性の考え方 (変更なし)	
項目	内容		
使用済燃料集合体の軸方向位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蔵時は使用済燃料集合体が底に接し、蓋ー使用済燃料集合体間は接しないが、頭部評価モデルにおいて使用済燃料集合体が蓋に接した位置でモデル化することで頭部の評価を保守的に実施する。</li> </ul>		
モデル化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャンネルボックス：放射化線源強度のみ考慮し、構造材としての遮蔽効果を無視する保守的な組合せを仮定する。</li> <li>・バスケット外周領域：燃料領域より外側のバスケットは、バスケット最外周の最小板厚の円環としてモデル化し、燃料領域より外側のバスケットの物量よりも円環としてモデル化したバスケットの物量は少ない設定とする。</li> <li>・側部中性子遮蔽体領域：伝熱フィンのような小さいものが比較的多く配置されている中性子遮蔽体領域では、レジンと伝熱フィンを均質化したモデルとする。伝熱フィンが占有する面積を考慮して、中性子遮蔽体としてのレジンの均質化密度を安全側に低下させる。また、伝熱フィンの密度をゼロとし、ガンマ線遮蔽体としての寄与を無視する。</li> <li>・トラニオン部：トラニオン有モデルとトラニオン無モデルで線種ごとに線量当量率を求め、トラニオン有モデルが大きい場合は、本体モデルの計算結果にその差分を加算するが、トラニオン有モデルが小さい場合は、その低下は無視する。</li> </ul>		
線源強度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央部に最高燃焼度<sup>注1)</sup>の使用済燃料集合体、外周部に平均燃焼度<sup>注2)</sup>の使用済燃料集合体を配置する。</li> <li>・軸方向燃焼度分布を包絡する燃焼度分布を仮定しており、実際を上回る線源強度で評価する。</li> <li>・線源強度は収納燃料集合体全数が貯蔵開始時(収納物最短冷却期間)と仮定する。</li> </ul>		
劣化評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジン系中性子遮蔽材の経年劣化評価試験結果の知見を踏まえて、加熱に伴う熱分解によるレジンの重量減損分を遮蔽体として考慮しないこととし、中性子遮蔽材について減損分を含まない原子個数密度を線量当量率計算に用いる。</li> </ul>		
注1)：金属キャスクに収納可能な使用済燃料集合体の燃焼度の上限			
注2)：金属キャスクに収納する使用済燃料集合体の燃焼度の平均値の上限			

変更前		変更後
表 3-3 遮蔽解析評価の不確かさの考慮		表 2-3 遮蔽解析評価の不確かさの考慮 (変更なし)
項目	内容	
寸法公差	<ul style="list-style-type: none"> <li>解析モデルの各種寸法は公称値でモデル化するが、各遮蔽体の最小厚さを密度係数(最小寸法/公称寸法)としてばらつきの下限值を考慮する。</li> </ul>	
材料密度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばらつきを考慮して、最小密度を使用して原子個数密度を評価する。</li> </ul>	



図 3-1 金属キャスクの遮蔽解析フロー

図 2-1 金属キャスクの遮蔽解析フロー